## 職場を元気に応援する

# フクシマ社労士法人だより

# 1月号 2024年1月1日



### トピックス

# 将来的な雇用保険分野における法改正の動き

先月行われた厚牛労働省労働政策審議会において、雇用保険制度(雇用保険法)の改正についてありまし たので主なものをご紹介したいと思います。

## 1. 自己都合退職時における失業給付の開始を1か月短縮へ

現在、自己都合で退職した場合、失業給付の受給資格決定後に7日間の待機期間を経たあと、原則とし て2か月間の給付制限期間がありますが、この給付制限期間を原則1か月へ短縮するよう検討するとい うことです。現行制度では失業保険の給付まで時間がかかりすぎることから、労働移動の妨げになると の指摘をうけ、成長分野への転職など、早期の人材移動を促すのが狙いだそうで、2025 年度の実施を 目指すものです。

また、退職前に教育訓練で学び直しに取り組むなどした場合には、 7日間の待機期間後にすぐに受給できるような方向も一緒に検討 するとのことでした。



## 2. 育児休業給付金における給付率の引き上げ

現在、男性の育児休業取得者の約5割が2週間未満の取得にとどまっている実態を踏まえ、子(養子を 含む)の出生直後の一定期間内(具体的には、男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間 以内)に、被保険者とその配偶者がともに14日以上の育児休業(出生時育児休業を含む)を取得した 場合に、その期間について、28日を限度に、休業開始時賃金日額の13%を支給し、育児休業給付の 給付率を現行の67%(手取りで8割程度)から、80%(手取りで10割程度)への引き上げを検討 するもので、2025年度の実施を目指すというものです。

#### 3. 雇用保険の加入要件緩和(『週20時間以上』から『週10時間以上』に拡大へ)

現在、雇用保険の加入要件は週の労働時間が20時間以上必要ですが、こちらについて「週20時間以 上」から「週 10 時間以上」に拡大するというものです。来年の通常国会に雇用保険法改正案を提出し、 2028年度からの導入をめざす。

また、要件拡大に伴い、失業手当や育児休業給付金などの受給資格を得るための算定基準も緩和し、 「月6日以上又は40時間以上」の勤務であれば1か月と見なすようにし、失業状態とみなされる 1日の労働時間も現行の「4時間未満」から「2時間未満」となります。

本改正により、新たに約500万人の方が雇用保険に加入することとなる概算です。

















# 「振替休日の半日付与

Q:年次有給休暇では半日付与の取り扱いができますが、振替休日についても半日ずつ与える(取得

する) ことはできますか?

A: 法定休日における振替休日については半日に分割して与えることはできません。

### 1. 休日の振替とは

休日の振替とは、字のごとく労働日と休日を交換(振替)しておくことで、その目的は休日の 確保です。また、休日の振替は必ず「あらかじめ(事前)」にする必要があります。

## 2. 休日の種類と与え方

休日は、労働基準法で定める休日(少なくとも毎週1日の休日か、4週間を通じて4日以上)で ある「法定休日」と法定休日以外の会社独自の休日である「所定休日」があります。 法定休日は、通常の0時から24時までの暦日一日で与えなければなりません(8時間3交代制 勤務において一定の条件下で暦日でなく、連続24時間の休日で良いという例外あり)。

休日は労働基準法では週1日以上又は4週間を通じて4日以上与えなければならない旨規定さ れていますが、特定することまでは求められていません。しかし、行政通達(昭 23.5.5 基発第 682 号、昭 63.3.14 基発第 150 号) によると、「法第 35 条は必ずしも休日を特定すべきこ とを要求していないが、特定することがまた法の趣旨に沿うものであるから、就業規則の中で単 に 1 週間につき 1 日といっただけではなく、具体的に一定の日を休日と定める方法を規定する よう指導されたい。」とされ、法律上の義務ではないとしつつも特定するよう指導するという方針 となっています。また、休日労働があった場合、特定をしていないと適切な割増賃金の計算がで きないため、結局は特定しておく必要があると言えます。

法定休日については、就業規則等で定めた場合には定めた日(例えば、日曜日など)が法定休日 となり、定めなかった場合は、「暦週(日~土)において後順に位置する日を法定休日とする」と されます(厚生労働省の平成21年10月5日付の「改正労働基準法に係る質疑応答」より)。

#### 3. 半日単位での振替の可否

上記より、法定休日は暦日(0時~24時)で与えなければならないため、結果として半日に分 割して与えることはできません。つまり、例えば日曜日が法定休日であった場合、日曜日に8時 間の休日労働をした場合に、月曜日に半日(4時間)、火曜日に半日(4時間)の計8時間という ような振り替え方はできないということです。ただし、これはあくまで法定休日の話であり、法 定休日以外の所定休日については半日単位で与えることは可能です。

※振替休日をする場合には就業規則等に制度の定めが必要です。

フクシマ社会保険労務士法人

労働保険事務組合 広島経営者同友会 / 広島一人親方同友会

〒730-0805 広島市中区十日市町1丁目1-9 相生通り鷹匠ビル2F

TEL: 082-293-8102 FAX: 082-293-8104

URL: http://www.jinji.fuku.jp E-mail: info@jinji-fuku. jp

